

# 都城市立江平小学校いじめ防止基本方針

平成30年7月1日作成

## はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立江平小学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの基本認識	1
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	1
2	いじめの防止	1
3	いじめの早期発見	3
4	いじめに対する措置	
(1)	いじめの発見・通報を受けたときの対応	3
(2)	情報の共有	4
(3)	事実関係についての調査	4
(4)	解決に向けた指導及び支援	4
(5)	関係機関への報告	5
(6)	継続指導・経過視察	5
(7)	地域・家庭・関係機関との連携	5
(8)	いじめの解消	6
5	インターネット上のいじめへの対策	6
6	重大事態への対処	7
第3	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	8
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	9
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	10
資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	13
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	14
資料5	いじめに対する措置	15

## 第1 いじめの定義といじめに対する基本認識

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの基本認識

#### 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - けんかやふざけ合いをする。
  - 好意から行った行為でも、相手が傷ついてしまう。
  - 警察に相談するような犯罪行為や児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような行為を行う。
- \* 多くの児童が入れ替わりながら被害も禍害も経験することも少なくない。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」（名称：『進ちゃん委員会』）を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、その他

#### 【活動】

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめが疑われる案件の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- 被害児童に対する支援と加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施・見直し
- 年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- 校内研修会の企画・立案・実施

## 2 いじめの防止

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は児童の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を行うことが重要である。

いじめはどの児童にも起こりうるということを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象に、「いじめは決して許されない」ことを発達の段階に応じて指導し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する等のいじめ防止に資する活動に継続的に取り組む。

### (1) 教師の言動・姿勢

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識をもつ。

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童や保護者に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配りをする。

いじめは、登下校・休み時間・昼休み・清掃時間・放課後など教師の目が届きにくいところで行われることが多い。従っていじめの早期発見には、児童一人一人への十分な目配り・気配り・心配りが大切である。学級担任だけでなく、他の学級担任、専科担当、養護教諭等と積極的な情報交換によりいじめの早期発見に努める。

ウ いじめに気づき、注意する。

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。誠意をもった態度で接し、相談しやすい教師となる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応を行う。

### (2) いじめを許さない学級づくり

何事に対しても目標をもって全力で取り組むことや、がんばることの大切さを教え、充実感や達成感を児童に十分味わわせる教育活動を行うとともに、児童相互が互いのよさや成長を認め合い、励まし合うことにより、共に高め合う集団づくりを児童が自らの力で行っていけるよう支援する。

ア 児童が安心して学校生活を送れることができるように配慮する。

- 共感的な姿勢で児童に接する。
- 児童一人一人に居場所を作ってあげる。
- 見守って褒める。
- 行動の規律を示す。

イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- 分かる楽しさを与える。
- 自分のよさや自分との違いのよさを認める。

ウ 児童が自分の周りに起こる問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

### (3) わかる授業づくり

よく分かる楽しい授業を行い、学級を児童一人一人のもつ「よさ」を生かした学び

合いの場にしていくことにより、集団の一員として自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

ア 基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。

イ 問題解決的、体験的な学習活動の充実を図る。

ウ 個に応じた学習形態を工夫する。

(4) 道徳教育や人権教育の充実

ア 特別の教科道徳を要に教育活動全体との関連を図りながら、児童の豊かな心を育てる体験活動や実践活動を一層充実させる。

イ 教職員と児童の信頼関係及び児童相互の望ましい人間関係を確立し、家庭と連携しながら基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、基本的なモラルの育成に関わる道徳的実践の指導の充実を図る。

ウ 「人権ハンドブック」の活用を図る。

エ 特別の教科道徳においていじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する授業を行ったり、毎時間の学習に使用したワークシートをファイルに綴じ活用することで、評価や家庭への啓発に生かしていったりする。

オ 参観日において、全校一斉に人権教育に関する授業を実践する。

(5) 児童が主体となったいじめ防止等の取組の推進

ア 学級活動での話し合い活動の実施

イ 交流の機会とするとともに、お互いに協力し合い、思いやることの大切さを学ぶ縦割り班での様々な活動(体カテスト、ふれあいタイム、お別れ集会・遠足、清掃活動など)の実施

ウ 気持ちよく明るくあいさつを交わすことにより、児童相互のコミュニケーションの充実の機会とする生活・環境委員会を中心とした「あいさつ運動」の実施

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示すささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○ いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えておくとともに、地域や家庭と連携して児童を見守っていく。

- ・ 教育相談週間の設定
- ・ いじめの相談窓口の周知
- ・ 学校独自のアンケートの実施
- ・ 県下一斉のアンケートの実施

○ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- ・ 職員会議での情報の共有

- ・ 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- ・ 過去のいじめ事例の蓄積

#### 4 いじめに対する措置

##### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 組織的に対応する。
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事(いじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)に速やかに通報する。

##### (2) 情報の共有

- (1)の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

##### (3) 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

##### (4) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ・不登校対策委員会の委員や関係職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

#### いじめられた児童とその保護者への支援

##### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。

- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

#### いじめた児童とその保護者への支援

##### 【いじめた児童への指導及び支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の心の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### 【いじめた児童の保護者への支援】

- ・ 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に報告する。
- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

##### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### (5) 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。

- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。
- (6) 継続指導・経過観察
  - 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- (7) 地域・家庭・関係機関との連携
  - ア 地域や家庭との連携について
    - より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。
  - イ 関係機関との連携について
    - いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。
      - ・ 教育委員会との連携(関係児童への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整)
      - ・ 警察との連携(心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合)
      - ・ 福祉関係との連携(スクールソーシャルワーカーの活用(教育委員会への依頼)、家庭の養育に関する指導・助言、家庭での児童の生活、環境の状況把握)
      - ・ 医療機関との連携(精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導、助言)
- (8) いじめの解消
 

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たさる必要がある。ただし、これらの2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

  - ① いじめに係る行為が病んでいること
 

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、



支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 インターネット上のいじめへの対策

### (1) インターネット上のいじめとは

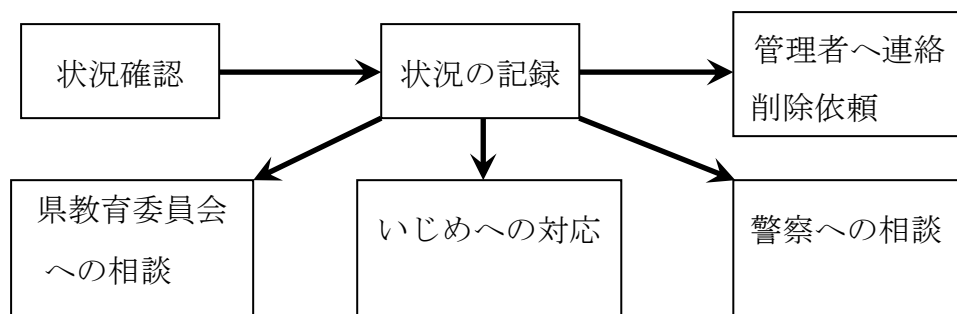
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

### (2) インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童や保護者を対象とした懇談会などで、ネット社会についての講話(防犯)や啓発活動等を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

### (3) インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の投稿サイト等の活用

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合など
  - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 重大事態への対処
- ア 重大事態発生の報告
- 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 重大事態の調査組織を設置
- いじめ不登校対策委員会を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を加える。
- ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
  - 事実に向き合おうとする姿勢を保持する。
- エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
  - 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
- オ 調査結果を学校の設置者に報告
- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- カ 調査結果を踏まえた必要な措置
- 調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

### 第3 その他のいじめ防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。